平成２７年（フ）第２１号
鳥取県倉吉市上井町１丁目135番地　コスモハイツ105号、旧住所鳥取県倉吉市上井町１丁目１番地
債務者　村本小百合
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第１８号
愛媛県今治市南日吉町３丁目３番５号　ロイヤルハイツ206号、前住所愛媛県今治市新谷乙219番地88、前々住所愛媛県今治市郷本町２丁目７番６号
債務者　越智　久志
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第２７６号
熊本県宇土市浦田町124番地３　村上貸家Ｂ－１
債務者　山口　祐弥
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１５４号
宮崎市清武町正手１丁目40番地　ふれあいＯＨビルＢ号、前住所宮崎市清武町今泉甲6844番地16
債務者　市**来**　理恵
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２３号
山形県新庄市末広町10番25号　ニイミコーポ103号
債務者　髙橋瑛海子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２７年（フ）第２４号
山形県最上郡舟形町長者原305番地
債務者　叶内真喜子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２７年（フ）第１５号
石川県七尾市矢田新町イ部51番地39
債務者　中川　利則
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第５６号
兵庫県川西市南花屋敷３丁目９番７号101
債務者　納庄恵子こと　納庄　惠子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１１７号
兵庫県川西市南花屋敷１丁目５番11号　102
債務者　治久丸辰徳こと　治久丸辰**德**
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１９３号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町７－22－208、住民票上の住所兵庫県芦屋市東山町29番12号
債務者　鳥羽まどか
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２１２号
兵庫県尼崎市西本町７丁目313番地
債務者　橋本　憲子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２６５号
兵庫県西宮市川西町10番26－302号
債務者　久野　雅子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２９０号
兵庫県尼崎市武庫之荘８丁目30番５－303号
債務者　長田　郁代
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４１号
徳島県徳島市川内町榎瀬730番２　アクア21－203号室、住民票上の住所徳島県徳島市下助任町１丁目21番地の２
債務者　中西　恵子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９７号
徳島県吉野川市鴨島町敷地1283番地27
債務者　亀井　義文
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４０号
宮崎県延岡市萩町24番地１
債務者　伊藤　洋子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第６３号
兵庫県川西市矢問２丁目５番48号
債務者　遊畑裕加里
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係